

松江市福祉医療費助成制度（ひとり親）のご案内

制度の内容

助成対象者の医療費自己負担の一部を助成します（保険適用外の費用や、入院時の食事代は助成対象外）。

対象となる方（所得制限あり）

18歳未満又は高校3学年終了までの児童を養育する配偶者のない者及び当該児童で前年の所得税が非課税の世帯、または児童扶養手当の所得要件に該当する世帯（松江市単独事業）のひとり親家庭。

※所得税非課税の判定は、H22年度税制改正前の扶養控除を加えた旧税額で行います。

申請の手続き

松江市役所子育て給付課又は各支所市民生活課の窓口へ交付申請書（必要書類等添付）を提出してください。助成対象の方に福祉医療費医療証を交付します。

資格の更新手続き

本制度は毎年更新の手続きが必要です（更新日 10月1日）。

期限までに提出いただいた更新申請書（必要書類等添付）に基づいて資格を判定し、助成対象の方には医療証を交付します。

申請（交付・更新）に必要なもの

- ① 戸籍謄本（1か月以内に交付された、申請者と対象児童がともに記載されたもの。ただし、申請者と対象児童が別戸籍の場合は両方の戸籍謄本）※離婚の場合は離婚年月日の記載があるもの
- ② 申請者及び対象児童の健康保険証
- ③ 申請者及び同一世帯の方のマイナンバー（個人番号）の分かるもの
- ④ 申請者の身元確認書類（運転免許証など官公署等から発行された顔写真付きの証明書等）
- ⑤ 在学証明書（次期更新までに18歳になる児童、または18歳以上20歳未満で高校在学中の児童）
- ⑥ その他必要な書類

医療費の自己負担額

○原則、医療費を1割負担で受けることができます（負担限度額あり）。

- ・医療費の負担限度額（1つの医療機関における1か月の自己負担上限額）

負担区分	入院	通院
住民税課税世帯	20,000円	6,000円
住民税非課税世帯	2,000円	1,000円

○院外処方の薬代や補装具、訪問看護（医療保険適用のものに限る）、療養費（医師の同意書が必要）などの自己負担はありません。

福祉医療証の使い方

① 県内受診

医療機関（病院・診療所・薬局など）の窓口へ健康保険証と福祉医療証を提示してください。他の医療費助成制度の医療証等をお持ちの方は、合わせて提示してください。

② 県外受診

県外の医療機関では、原則、福祉医療証が使用できません。

一度、医療費をお支払いいただき、福祉医療証との差額を還付請求してください。

※福祉医療証の提示漏れなどによる差額も還付請求が可能です。

※鳥取県・広島県・山口県の一部の医療機関では福祉医療証が使用できます。

（詳細は松江市ホームページに掲載しています。）

届出が必要なとき

届出に必要な書類を()に記載しています。なお、状況により追加で提出をお願いする場合があります。

- ① 氏名が変わったとき(福祉医療証)
- ② 住所が変わったとき(福祉医療証、賃貸の場合は住居確認書類)
- ③ 加入している健康保険が変わったとき(福祉医療証、健康保険証)
- ④ 紛失などにより医療証の再交付を受けるとき(身元確認書類)
- ⑤ 転出などにより受給資格が無くなる時(福祉医療証)
- ⑥ 交通事故にあったとき(福祉医療証)

※世帯構成に変更があった場合などは、届出により負担限度額が変更になる場合があります。

医療費の還付について

還付請求の期限は、領収日から2年以内です。請求の際は、次のものが必要です。

- ① 領収証(受診者氏名、受診期間、保険診療点数、自己負担額、領収印等の記載があるもの)
- ② 通帳・カードなどの振込先の分かるもの
- ③ 福祉医療証
- ④ 診断書や医師の同意書(治療用補装具、療養費の場合)

※健康保険等から附加給付がある場合は、支給明細などの給付額が分かるものが必要

ひとり親家庭の所得制限について

島根県の制度では所得税非課税世帯の方のみ対象ですが、松江市では児童扶養手当の所得要件に該当する方も対象となります。

※世帯分離をされていても、同じ住所にお住まいの方は判定の対象となります。

参考：

児童扶養手当の
所得制限

扶養親族等の数	本人所得額	同居の扶養義務者
0人	1,920,000円	2,360,000円
1人	2,300,000円	2,740,000円
2人	2,680,000円	3,120,000円
3人	3,060,000円	3,500,000円
加算額	◎老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき 100,000円 ◎特定扶養親族1人につき 150,000円 ◎老人扶養親族1人につき 60,000円 (扶養親族等が全て70歳以上の場合は1人を除く)	

※扶養親族等が1人増えるごとに制限額が38万円ずつ加算されます。

※扶養親族等の数には年少扶養を含みます。

※特定扶養親族の加算は、前年(申請日が1月から6月の間は前々年)の12月31日において16歳以上19歳未満の方を所得税法上の扶養親族をしている場合に対象となります。

◎所得の計算方法

所得額=年間収入金額-必要経費(給与所得控除額)-80,000円-諸控除

※諸控除・障害者控除、勤労学生除、医療費控除など

お問い合わせ・受付窓口

《松江市役所 子育て給付課》〒690-8540 松江市末次町86番地 TEL:0852-55-5335

《各支所 市民生活課》 鹿島支所 TEL:0852-55-5704 玉湯支所 TEL:0852-55-5784

島根支所 TEL:0852-55-5724 宍道支所 TEL:0852-55-5806

美保関支所 TEL:0852-55-5744 八束支所 TEL:0852-55-5824

八雲支所 TEL:0852-55-5764 東出雲支所 TEL:0852-55-5844